

し、藩臣の微忱を展布ぶるに庶からん、等の因あり。此の為に、理として合に貴司に移咨して知会すべし。遵いて前項の縁籬を將て備咨し、原遣等の官の都通事蔡祚隆等に着令し馳通して告投せしむ。煩為わくは查照して施行せんことを、等の因あり。此の為に、南風の早汛の発原に乗得し、希わくは亟やかに廻文を下し帰国して急報せしめんことを。返棹の良期を滞らしむる勿れ。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

崇禎十一年（一六三八）正月二十五日 再対して過を正す

注*本文書は表面的には進貢船の消息をたずねる咨文であるが、崇禎九年に帰るべき蔡錦らは崇禎七年の王銀詐取事件にかかわっており、事件の早急な解決を暗に督促するものであろう。（二〇〇—三）参照。

- (1) 二船 崇禎九年十月の林国用らの船をさす。
- (2) 五年一貢 「一八—二〇」参照。
- (3) 崇禎七年 ここから注(4)まで「〇四—〇九」の琉球国の立場からする要約。

- (4) 等の因あり 「〇四—〇九」の要約の終り。
- (5) 発軻 車を動かすはじめる。出発する。
- (6) 明台 天子の政を行う台。ここでは布政司をさす。
- (7) 駐劄 任地に留まる。ここでは琉球の使臣が閩に留まること。
- (8) 盼望 望む、欲する。
- (9) 耆亀に準罔ければ 耆亀は年老いた亀。耆亀で大海を象徴さ

1-20-06

せ、海の変り易く定めがたいことをいうか。

- (10) 靈爽 すぐれて不思議なこと。ここでは天子をさす。
- (11) 煩冤 煩はわずらい、冤はわざわい。
- (12) 負隅 地形の險に依って割拠すること。
- (13) 梟獍 梟は母を食う鳥、獍は父を食う獣。転じて凶悪志願の人。
- (14) 勾接 勾は引く、誘う。接はまじわる、近づく。
- (15) 構濟張擗 多くのものが徒党をくんで悪事をほしのままにすること。
- (16) 羅織 あみを張る。無実の人を罪におとし入れる。
- (17) 乖遭蹇遇 だまし討ちにし、待ちうけ、行く手をふさぐ。
- (18) 奮健 武勇をふるうこと。
- (19) 飧 食事。
- (20) 廻文 返書。回文に同じ。
- (21) 章邦彦 宜野灣親方正成。生没年不詳。首里章氏の一世。尚賢・尚質王代の三司官（『市史宝案抄』四—三頁）。
- (22) 訳導 通訳して導くこと。
- (23) 発原 発源に同じ。事の始まり。

国王尚豊より礼部・布政司あて、硫黄は自ら煎熟して、崇禎十一年分の定額および前年の不足分を貢するむねの咨

(一六三八、一〇、二〇)

琉球国中山王尚豊、進貢の事の為にす。

照得するに、崇禎七年（一六三四）十一月十九日、聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して此の欽依の事理を奉じ、遵守して奉行す、等の因あり。

案照するに、崇禎十一年、歳に循い届及びて、擬するに合に進貢すべく、敢えて稽遅せず。是を用て度んで庭実の方儀を備えて航海の二船を牢緻し、官を遣わし庶務を分司し、水梢の共に二百人の數に盈たざるを率領し、協幫して船隻を撐駕し、後に開す儀物を解運して福建等処承宣布政使司に前赴して投納し、転解して京に赴きて進奉せしむ、等の因あり。此の為に、備うるに任土の常貢の方物の生硫黄二万斤・馬十四・海螺殼三千個等を得てす。方物は進上の重物に關繫すれば、敢えて輕忽にする罔し。理として合に備咨して開載し、明白ならしむべきの緣繇あり。

続いて、崇禎十一年五月二十九日、福建都指揮使司の行移を准くるに拠る。國に到れば此れを准く。査するに称すらく、進貢の生黄は煎煉するに銷耗過多にして、因りて往年の貢額に充たざるを致す。已に都通事林有材等に行し、査して黄數を得て呈報せしめ、以て憑りて転詳して去後る。続いて林有材等の呈に拠るに称すらく、本国、以後の下年の進貢の生黄は、王に啓して、行令して自ら煎して餅と成し較べて斤數に足らしむれば、天朝帑藏の費を致さず、と。已經に撰稿して兩院に呈詳し、発下せる膳写の正本を改正し、人を差わして京に赴き奏報せしむるの外、今、夷官の帰國に照らして、合に就ち知会すべし、等の因あり。

此れを准け、今、常貢の生黄二万斤を得て煎して餅塊と成し、天朝官煎の定額の斤數に依遵し、除去し篩淨せる泥沙・石碎并びに煎銷の火耗等の項の外の實在の熟黄一万二千六百斤は生黄二万斤に抵數するに拠り、相應に崇禎十一年分の貢額を充足すべし。

続いて前年の貢額の煎銷して耗損せる斤數の熟黄七千五百一十斤を補足し、彙齊して裝載し、官を遣わして管解し前來して投納せしむ。合に就ち声説し明白ならしむべし、等の因あり。此の為に、特に紫金正議大夫・使者・都通事等の官の蔡堅等を遣わして咨を齎して告投し、迢かに表箋を捧じ天階に赴きて俯伏し、宸陛を仰ぎて以て嵩呼せしむ。此の為に、除外に附搭の土夏布二百匹は官に憑り絹帛に兌換す。歴として貢して來朝する毎に、附搭を賜准し、著して永例と為すを蒙る。今、遵いて附搭して前來し兌換す。合に就ち一併に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

一、立案す

一、禮部・福建等処承宣布政使司に移咨す

崇禎十一年（一六三八）十月二十日

注*硫黄を琉球で煎熟して貢するのはこの時から始まる。

(一) 三年兩次 薩摩の侵攻の後、十年の修貢中止と五年一貢を経て、この時旧に復した。(〇四一〇九)注(8) 三年兩貢を參

照。

- (2) 届期に同じ。
- (3) 協幫 ともに組になって、の意。幫は集団、仲間。
- (4) 福建都指揮使司の行移 「進貢の生黄は：」から注(7)まで。
- (5) 発下 上級者から下級者に文書を発すること。
- (6) 謄写の正本 謄写は清書すること。ここでは赴京して報告させる上奏文。
- (7) 等の因あり 注(4)の都指揮司の行移の終り。
- (8) 抵穀 抵はあたる。穀は満ちる、足る。抵穀もあたる、足る。
- (9) 表箋 「(一三一五)」「(一三一七)」。
- (10) 一 公文書の下書きにおいて用いられる標識符号の一つで、右の字の代替符号である(『清代文書綱要』二二頁)。
- (11) 立案 立案は文案を立てる、下書きを作ること。更にそれを正式に保存書類として残すこと。
- (12) 一、礼部： 本来「右、：に咨す」とあるべき個所である。実際の咨文には「右、：に咨す」として、礼部と布政司に別々に送られた。

国王尚豊より礼部・布政司あて、納税して白糸を購入することを請う咨(一六三八、一〇、□)

琉球国中山王尚豊、例に循したがって効順し輸税するに、再た議処を賜うを籲天する事の為にす。

切に惟うに、上天の雨露は地を扱つかばずして施し、小国の人民は惟だ恩を徹うくこと尤も切なり。念おもえば琉球は款服すること二百余年以来、風化を向慕し機宜を遵守し、夷習の染を滌蕩し華教の休を倣まねずすること一日に非ず。故に三年兩貢するに、船一隻を増して方物の硫黄・馬匹を装載し、期に依りて奉貢し未だ嘗て少しも違なわず。殊に覆育の恩を蒙り深く教化の沢かたけを荷かぐす。因りて衣服・器用は皆、給を天朝に仰ぐ。固もとより進貢の規に互市の例有り。祖制に恪遵するに、禁は硝・鉄・軍需の物に在り。然り而して糸繒は未だ禁有らざるなり。夫れ糸を求むる者は、天朝の衣冠文物の美を美よするに過ぎず。顧みれば小国は糸を藉かりて緞匹を織造して、以て文采の盛を昭らかにす。殊に蠶害の物に比ぶ可くも非ず。茲こゝに者、既経すでに巡撫福建都御史沈(猶竜)、巡按御史張(肯堂)と会同して具題し、礼部議覆して又明旨を奉じて糸を將て議して禁ず。敢えて欽遵せざらんや。朝廷の仁もて四夷を撫するを蒙るに、豈に属国に厚薄有らんや。惟だ是れ広東の香山嶼に例有り。暹羅・交趾の貢に互市有り、糸を貿かう価銀の毎両に三分を納税する有り。例として通査す可し。事は同じく一体なり。夫れ福建・広東は乃ち隣邦たること咫尺にして、琉球・暹羅・交趾は乃ち貢典相ひい俾し。粵に既に恩を開くに、閩独り禁有り。敢えて朝廷の恩未だ普あまからずして最爾の国をして向隅せしむるは、懐柔の至意おもに負おくま似たりと謂わんや。蓋し小国の所轄は三十六島なり、只だ白糸三十余担を求むるのみ。例に照らして銀毎両に三分を輸税し、正官